

土地境界確定測量・登記手続きのご案内

土地家屋調査士武田事務所 — 安心と信頼のパートナーとして確実な業務を遂行いたします

土地の売買や相続、お隣との境界トラブル防止のために重要な「土地境界確定測量」の具体的な進め方をご案内いたします。

当事務所（武田事務所）が中心となり、ご依頼者様（土地所有者様）のご要望をお伺いしながら、隣接する土地の所有者様にも十分な配慮と誠実な対応をもって、安心・円滑に手続きを進めてまいります。

境界確定業務全体のフローチャート





【ご注意事項】境界確定業務における不測の事態と追加費用について

境界確定業務においては、事前に予想し得ない事由により、やむを得ず追加費用のご相談、またはスケジュールの変更をお願いする場合がございます。その際は必ず事前にご相談・ご連絡をいたします。

- **隣接土地所有者様が遠方・不在等の場合**：近所に居住されていない、居所が不明、相続が発生していて権利者が多数に及ぶなど、追跡調査や特別な書類郵送・手続きに実費や日数を要する場合。
- **境界の協議・交渉が難航する場合**：隣接土地所有者様との間で境界に対するご認識の乖離が大きく、複数回の立ち会い交渉や、特別な調整が必要となった場合。
- **出張・交通費の発生**：隣接土地所有者様が他県等の遠方にお住まいで、当方から現地やご自宅へ直接交渉・調印に伺う必要があり、交通費等の実費請求を求められた、または当方から実費をご案内した場合。
- **境界合意条件に伴う費用**：隣接土地所有者様から、境界合意の条件として別途何らかの費用（通称：判付き料、協力費等）の要求があった場合（※これらはご依頼者様の実費負担となります）。
- **その他の登記手続きの派生**：調査の過程で、過去の登記漏れや、実態に合わせるための別段の登記手続き（名義変更、相続登記、地目変更など）が別途必要不可欠であると判明した場合。

土地家屋調査士武田事務所

お気軽にご相談ください。丁寧・迅速に対応いたします。